

**セーフティネット保証５号（イ）－③、（イ）－④〔売上高要件：創業者向け〕に係る提出書類等について
（業況の悪化している業種（全国的）関係）**

１ 認定基準

様式	対象者	認定要件（全て満たすことが必要）
（イ）－③	指定業種に属する事業のみ営んでいる方	・最近１箇月間の売上高がその直前の３箇月間の月平均売上高と比較して５％以上減少していること
（イ）－④	指定業種と非指定業種を営んでいる方	・最近１箇月間における指定業種に属する事業の売上高が企業全体の売上高の５％以上を占めていること ・指定業種に属する事業において、最近１箇月間の売上高がその直前の３箇月間の月平均売上高と比較して５％以上減少していること ・企業全体において、最近１箇月間の売上高がその直前の３箇月間の月平均売上高と比較して５％以上減少していること

※業歴が４箇月未満の方は、セーフティネット保証５号の認定申請をすることができません。

※業歴が１５箇月以上の方は、認定申請書【（イ）－①、（イ）－②】を用いて、申請してください。

※「最近１箇月間」は、経理処理の猶予期間として、申請月を基準とした直近月から３箇月までさかのぼることができます。

（例）１２月に認定申請を行う場合、原則、最近１箇月は、「１１月」ですが、「８月」「９月」「１０月」としても認定申請することができます。

※最近１箇月間の売上高とその直前の３箇月間の月平均売上高を比較する際に、毎月安定的に売上高が計上されず特定の時期に偏る業種である等、比較対象とする期間の長さが適切でないと考えられる場合などご不明な点がございましたら、京都市セーフティネット保証認定相談窓口までお問合せください（TEL：075-341-9791）。

２ 認定申請に係る提出書類

以下の表をご確認いただき、必要な書類をご準備ください。

提出書類のチェックリスト		チェック欄
１	５号（イ）認定申請書（※申請者の氏名は、自署。法人の場合は、社判でも構いません）【本エクセルで作成可能】	
２	５号（イ）計算書【本エクセルで作成可能】	
売上高を確認できる資料として（※消費税の条件（税込み売上、税抜き売上）は同条件で比較できるものとしてください）		
３	試算表、総勘定元帳、売上台帳、法人概況説明書の写し ※ 原則、上記の資料以外は、「売上高を確認できる資料」として認めません。何らかの理由で、万一、上記資料の提出が難しい場合は、京都市セーフティネット保証認定相談窓口（TEL：075-341-9791）にお問合わせください。	
	【（イ）－④で申請する場合】指定業種の売上高を確認できる資料（※上記の試算表等で確認できる場合は不要です）	
京都市内に事業所があることを確認できる資料として		
４	【法人の場合】履歴事項全部証明書等の、登記情報が確認できる資料（写し可） ※認定申請日から３箇月以内に発行されたもの ※登記内容で確認ができない場合、許認可証や賃貸契約書等の写しが追加が必要です。	
	【個人の場合】直近の確定申告書の写し ※確定申告書で確認できない場合、許認可証や開業届、賃貸契約書等の写しが追加が必要です。	
業種を特定できる資料として		
５	直近の確定申告書、許認可証等の写し	
創業者（事業開始から１５箇月未満）であることが確認できる資料		
６	【法人の場合】履歴事項全部証明書等の、登記情報が確認できる資料（写し可）又は法人設立届の写し	
	【個人の場合】開業届の写し	
７	【売上高の比較対象となる期間以降に「法人成り」した法人の場合】 同一の代表者かつ同一事業内容での法人成りであることが確認できる資料として（※個人事業時の売上高を比較対象としてください）	
	個人の廃業届の写し	
	法人設立届の写し	

３ 留意事項

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がありますので、金融機関等との事前事後の御相談は十分に行ってください。
- ・ 認定書を用いて信用保証協会へ申込みができる期間は発行日から起算して３０日間です。